○長崎市旅館業法施行細則

昭和57年7月10日

規則第38号

(趣旨)

第1条　[この規則](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#l000000000)は、旅館業法(昭和23年法律第138号。以下「法」という。)の施行に関し、法令及び[長崎市旅館業法施行条例(平成24年長崎市条例第53号。以下「条例」という。)](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平12規則48・全改、平24規則92・一部改正)

(水質基準等)

第2条　[条例第3条第1項第7号ア](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html?id=j3_k1_g7_gs%E3%82%A2)及び[第4条第5号ア](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html?id=j4_k1_g5_gs%E3%82%A2)(浴槽水に係るものを除く。)に規定する市長が定める基準は、[次の表](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000053)の区分の欄に掲げる事項について[同表](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000053)の検査方法の欄に掲げる方法によつて行う検査において、[同表](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000053)の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと市長が認めるときは、[同表](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000053)1の項から4の項までに規定する基準の全部又は一部を適用しないことができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 区分 | 基準 | 検査方法 |
| 1 | 色度 | 5度以下であること。 | 比色法又は透過光測定法 |
| 2 | 濁度 | 2度以下であること。 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 |
| 3 | 水素イオン濃度指数 | 5.8以上8.6以下であること。 | ガラス電極法又は比色法 |
| 4 | 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) | 1リットル中10ミリグラム以下であること。 | 滴定法 |
| 5 | 大腸菌群 | 50ミリリットル中に検出されないこと。 | 乳糖ブイヨン―ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法 |
| 6 | レジオネラ属菌 | 検出されないこと(100ミリリットル中に10CFU未満)。 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 |

2　[条例第4条第5号ア](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001173.html?id=j4_k1_g5_gs%E3%82%A2)(浴槽水に係るものに限る。)に規定する市長が定める基準は、[次の表](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000132)の区分の欄に掲げる事項について[同表](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000132)の検査方法の欄に掲げる方法によつて行う検査において、[同表](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000132)の基準の欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、同欄に規定する基準によることが困難で、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと市長が認めるときは、[同表](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000132)1の項若しくは2の項に規定する基準のいずれか又は[同表](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000132)1の項及び2の項に規定する基準を適用しないことができる。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 区分 | 基準 | 検査方法 |
| 1 | 濁度 | 5度以下であること。 | 比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法 |
| 2 | 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) | 1リットル中25ミリグラム以下であること。 | 滴定法 |
| 3 | 大腸菌群 | 1ミリリットル中に1個以下であること。 | 下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)第6条に規定する方法 |
| 4 | レジオネラ属菌 | 検出されないこと(100ミリリットル中に10CFU未満)。 | 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法 |

(平24規則92・追加)

(営業許可の申請)

第3条　旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。)第1条第1項に規定する申請書は、旅館業営業許可申請書([第1号様式](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000404))とする。

(平9規則51・平12規則48・一部改正、平24規則92・旧第2条繰下)

(営業許可証の交付等)

第4条　保健所長は、旅館業の営業の許可をしたときは、営業許可証([第2号様式](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000419))を交付する。

2　旅館業を営む者(以下「営業者」という。)は、当該営業施設の見やすい場所に営業許可証を掲示するものとする。

(昭61規則51・平12規則48・一部改正、平24規則92・旧第3条繰下)

(営業許可証の再交付)

第5条　営業者は、営業許可証を亡失([第9条第1項](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000283)の旅館業／申請事項変更／停止／廃止／届に営業許可証を亡失した旨を記載しているときを除く。)し、又は毀損したときは、旅館業営業許可証再交付申請書([第3号様式](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000431))を提出し、再交付を受けなければならない。

(平9規則51・旧第5条繰上・一部改正、平12規則48・一部改正、平24規則92・旧第4条繰下・一部改正)

(営業承継の申請)

第6条　省令第2条第1項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書(合併・分割用)([第4号様式](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000446))とする。

(昭61規則31・追加、平9規則51・旧第6条繰上、平12規則48・平13規則43・一部改正、平24規則92・旧第5条繰下)

第7条　省令第3条第1項に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書(相続用)([第5号様式](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000461))とする。

2　省令第3条第2項第2号に規定する同意書は、旅館業営業相続同意証明書([第6号様式](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000476))とする。

(平12規則48・全改、平24規則92・旧第6条繰下・一部改正)

(営業承継の承認)

第8条　保健所長は、[前2条](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000237)の申請に係る承認をしたときは、旅館業営業承継承認書(合併・分割用)([第7号様式](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000491))又は旅館業営業承継承認書(相続用)([第8号様式](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000503))を交付する。

(昭61規則31・追加、平9規則51・旧第8条繰上、平12規則48・平13規則43・一部改正、平24規則92・旧第7条繰下)

(申請事項変更等の届出)

第9条　省令第4条の規定により、省令第1条から第3条までに規定する申請書に記載した事項を変更したとき又は営業の全部若しくは一部を停止し若しくは廃止したときの届出は、旅館業／申請事項変更／停止／廃止／届([第9号様式](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000515))により行うものとする。

2　保健所長は、[前項](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#e000000283)の旅館業申請事項変更届を受け付けた場合であつて、営業許可証の記載事項に変更を生じるときは、営業者に対し営業許可証を書き換えて交付する。

(平12規則48・全改、平24規則92・旧第8条繰下)

(委任)

第10条　[この規則](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#l000000000)の施行について、必要な事項は、別に定める。

(昭61規則31・旧第6条繰下、平9規則51・旧第9条繰下、平15規則28・旧第10条繰上、平24規則92・旧第9条繰下)

附　則

[この規則](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00000536.html#l000000000)は、公布の日から施行する。

附　則(昭和61年6月24日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和61年12月27日規則第51号)

(施行期日)

1　この規則は、昭和62年1月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の長崎市美容師法取扱規則、長崎市理容師法取扱規則、長崎市クリーニング業法取扱規則、長崎市興行場法取扱規則、長崎市旅館業法取扱規則及び長崎市公衆浴場法取扱規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附　則(平成9年3月28日規則第51号)

(施行期日)

1　この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行前に改正前の長崎市旅館業法取扱規則(以下「旧規則」という。)の規定によつてなされた行為は、この規則の相当規定によつてなされたものとみなす。

3　旧規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附　則(平成12年3月27日規則第48号)

(施行期日)

1　この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の長崎市旅館業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附　則(平成13年3月30日規則第43号)

(施行期日)

1　この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の長崎市旅館業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附　則(平成15年3月31日規則第28号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附　則(平成17年5月10日規則第78号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成24年12月20日規則第92号)

(施行期日)

1　この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　改正前の長崎市旅館業法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。